

福井県営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表  
 福井県営住宅条例（平成九年福井県条例第三号）

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 県営住宅等の設置（第三条）</p> <p>第二章の二 県営住宅および共同施設の整備基準（第三条の二―第三条の十六）</p> <p>第三章 県営住宅の管理等</p> <p>第一節 県営住宅の管理（第四条―第二十七条）</p> <p>第二節 県営住宅の社会福祉事業への活用（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第三節 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第三十三条―第三十四条）</p> <p>第四節 駐車場の管理（第三十五条―第四十条）</p> <p>第五節 補則（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第四章 県営改良住宅の管理（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条・第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>第二章の二 県営住宅および共同施設の整備基準</p> <p>（県営住宅および共同施設の整備基準）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項および第二項に規定する整備基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>（健全な地域社会の形成）</p> <p>第三条の三 県営住宅および共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 県営住宅等の設置（第三条）</p> <p>第三章 県営住宅の管理等</p> <p>第一節 県営住宅の管理（第四条―第二十七条）</p> <p>第二節 県営住宅の社会福祉事業への活用（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第三節 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第三十三条―第三十四条）</p> <p>第四節 駐車場の管理（第三十五条―第四十条）</p> <p>第五節 補則（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第四章 県営改良住宅の管理（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条・第四十九条）</p> <p>附則</p>

地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第三条の四 県営住宅および共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第三条の五 県営住宅および共同施設の建設および改善に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な耐久性の確保に努めることにより、建設、改善および維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(敷地の安全等)

第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第三条の七 住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性およびプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第三条の八 住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係る

エネルギーの使用の合理化を図るための措置が講じられていないければならない。

3 住宅の床および外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分）をいう。以下同じ。）およびこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）

第三条の九 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所または浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所または浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

（住戸内の各部）

第三条の十 住戸内の各部には、移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第三条の十一 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第三条の十二 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等および良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第三条の十三 児童遊園の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便および児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第三条の十四 集会所の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場および緑地)

第三条の十五 広場および緑地の位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第三条の十六 敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置な

改正案

らびに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すりまたは傾斜路が設けられていなければならない。

(入居者の資格等)

第五条 県営住宅に入居することができる者は、法第二十三条および第二十四条第二項に規定する条件のほか、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号および第九条の二において同じ。）があること。

二 その者および現に同居し、または同居しようとする親族

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

三 県税（県外に住所を有する者にあつては、当該住所地の道府県税または都税（道府県税として課することができる税目に限る。）を滞納していないこと。ただし、規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。

2 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のい

現行

(入居者の資格等)

第五条 県営住宅に入居することができる者は、法第二十三条および第二十四条第二項に規定する条件のほか、次に掲げる条件

を具備する者でなければならない。

一 その者および現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第九条の二において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

二 県税（県外に住所を有する者にあつては、当該住所地の道府県税または都税（道府県税として課することができる税目に限る。）を滞納していないこと。ただし、規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。

ずれかに該当する場合とする。

一 入居者または同居者にイからホまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上または十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

四 同居者に十八歳未満の者が二人以上ある場合

五 公営住宅が、法第八条第一項もしくは第三項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るものまたは法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるも

改正案

のである場合

3| 法第二十三条第一号イおよびロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 二十一万四千元（前項第五号の場合において当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）
- 二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 十五万八千円

（収入超過者および高額所得者の認定）

第二十条 知事は、入居者が県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、第十一条第二項の規定により認定した収入が収入超過基準額（法第二十三条第一号イに該当する場合にあつては第五条第三項第一号に定める金額を、法第二十三条第一号ロに該当する場合にあつては第五条第三項第二号に定める金額を

いう。）を超えているときは、次項の規定により高額所得者と認定する場合を除き、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 4 （略）

（割増賃料の額の決定方法）

第四十六条 （略）

2 県営改良住宅の割増賃料の限度額は、前条第一項または第二項の家賃の額に、次の表の上欄に掲げる収入の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる倍率を乗じて得た額とする。ただし、その額に十円未満の端数を

現行

2| 法第二十三条第二号イおよびロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 令第六条第五項第一号に定める金額
- 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 令第六条第五項第二号に定める金額

（収入超過者および高額所得者の認定）

第二十条 知事は、入居者が県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、第十一条第二項の規定により認定した収入が収入超過基準額（法第二十三条第二号イに該当する場合にあつては第五条第二項第一号に定める金額を、法第二十三条第二号ロに該当する場合にあつては第五条第二項第二号に定める金額を、法第二十三条第二号ハに該当する場合にあつては令第六条第五項第三号に定める金額をいう。）を超えているときは、次項の規定により高額所得者と認定する場合を除き、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 4 （略）

（割増賃料の額の決定方法）

第四十六条 （略）

2 県営改良住宅の割増賃料の限度額は、前条第一項または第二項の家賃の額に、次の表の上欄に掲げる収入の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる倍率を乗じて得た額とする。ただし、その額に十円未満の端数を

改正案

生じたときは、これを切り捨てるものとする。

収入	倍率
十一万四千元（法第二十三条第一号イに該当する場合にあつては、十三万九千元）を超え十五万八千元以下の場合	〇・三
(略)	(略)

(準用)

第四十七条 第四条、第五条（同条第二項第五号を除く。）および第六条から第八条までの規定は、改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき者が入居せず、または居住しなくなった場合における県営改良住宅への入居の手續等について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、第五条第一項中「法第二十三条および第二十四条第二項」とあるのは「法第二十三条」と、同条第三項第一号中「二十一万四千元」とあるのは「十三万九千元」と、同項第二号中「十五万八千元」とあるのは「十一万四千元」と読み替えるものとする。

2 第九条（改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき場合にあつては、第三項を除く。）、第十一条、第十二条、第十三条（第二項第一号を除く。）、第十四条から第十九条まで、第二十条第一項、第二項および第四項、第二十五条から第二十七条までならびに第四十一条から第四十三条までの規定は、県営改良住宅および地区施設の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

現行

生じたときは、これを切り捨てるものとする。

収入	倍率
十一万四千元（法第二十三条第二号イに該当する場合にあつては、十三万九千元）を超え十五万八千元以下の場合	〇・三
(略)	(略)

(準用)

第四十七条 第四条、第五条（同条第二項第二号を除く。）および第六条から第八条までの規定は、改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき者が入居せず、または居住しなくなった場合における県営改良住宅への入居の手續等について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、第五条第一項中「法第二十三条および第二十四条第二項」とあるのは「法第二十三条（同条第二号口を除く。）」と、第五条第二項第一号中「令第六条第五項第一号に定める金額」とあるのは「十三万九千元」と

読み替えるものとする。

2 第九条（改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき場合にあつては、第三項を除く。）、第十一条、第十二条、第十三条（第二項第一号を除く。）、第十四条から第十九条まで、第二十条第一項、第二項および第四項、第二十五条から第二十七条までならびに第四十一条から第四十三条までの規定は、県営改良住宅および地区施設の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

改正案

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十条 第一項	収入超過基準額（法第二十三条第一号イに該当する場合にあっては第五号第一号に定める金額を、法第二十三条第一号ロに該当する場合にあっては第五号第二号に定める金額を、法第二十三条第二号に定める金額を、法第二十三条第一号ロに該当する場合には十一万四千円を超えているとき	法第二十三条第一号イに該当する場合にあっては十三万九千円を、法第二十三条第一号ロに該当する場合には十一万四千円を超えているとき
(略)		(略)

附則

1 (施行期日)

【略】

(経過措置)

2 〓 9 【略】

(入居者資格に関する特例)

10 平成二十八年三月三十一日までの間においては、第五号第二項第二号中「六十歳以上の」とあるのは「昭和三十一年四月一日以前に生まれ

現行

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十条 第一項	収入超過基準額（法第二十三条第二号イに該当する場合にあっては第五号第二号に定める金額を、法第二十三条第二号ロに該当する場合にあっては第五号第二号に定める金額を、法第二十三条第二号ハに該当する場合にあっては令第六条第五号第三号に定める金額をいう。）を超えているときは、次項の規定により高額所得者と認定する場合を除き	法第二十三条第二号イに該当する場合にあっては第五号第二号第一号に定める金額を、法第二十三条第二号ハに該当する場合には十一万四千円を超えているときは
(略)		(略)

附則

1 (施行期日)

【略】

(経過措置)

2 〓 9 【略】

改正案

た」と、「六十歳以上または」とあるのは「昭和三十一年四月一日以前に  
生まれた者または」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

現 行